

外部指導者制度の推進
—学校運動部活動顧問との連携による運動部活動の充実—

順天堂大学 工藤ゼミナール

池上純矢

新関彩嘉

馬場秀二

1. 緒言

近年、中学校や高等学校の運動部活動を担当したくないと考えている教員が増加している。その理由として、①時間的負担、②経済的負担、③事故の責任に対する負担が運動部活動の顧問にとって大きい、以上の3点が代表としてあげられている(石原,2012)。しかし、文部科学省の「運動部活動の実態に関する調査(2001)」では、全教員が部活動の顧問としてあたることを原則としている学校が中学校の66.3%、高等学校の50.5%存在することが明らかとなっている。また、専門知識のない運動部活を担当しても知識も経験もない場合教えられる自信がない、校務が忙しい上に部活を見るというのは困難であると感じている教員も多くいる(日本体育協会,2014)。そういった、現状から部活動がだんだんと廃れていってしまい最終的に廃部となってしまう運動部活動も存在する(日本教育機関支援センター,2013)。また近年、勝利至上主義の運動部活動や顧問も存在しておりその中で体罰などの問題も近年多く見られる。

そこで地域に目を向け専門的な知識を持った人材に運動部活動指導を委託する「外部指導者の活用」が平成9年に保健体育審議会答申で初めて示され、続いて平成12年策定の「スポーツ振興基本計画」(2000)においてもその充実が謳われ、現在では全国の中学校や高校に外部指導者が導入されはじめている。また、平成24年度から実施予定の新中学校学習指導要領では、部活動と教育課程との関連が初めて記されるとともに、地域の人々の協力や地域の各種団体との連携を図ることも明記され、これまで主に学校のみで展開してきた運動部活動が、地域社会との関わりにおいて変化を求められている。

しかし、外部指導者の確保をすることは難しいだけでなく、実際に現場にいて指導をしても顧問や学校との考え方の違いなどの問題点が多くあるのが現状である(森田,2012)。そこで、本研究では中学校、高等学校における運動部活動の外部指導者の現状を文献研究から把握し、生徒、学校、外部指導者が運動部活動を行う際の障害と課題解決を提言する。

2. 現状

中学校、高等学校における運動部活動は、学校教育の一環として、スポーツに興味と関心をもつ同好の生徒の自主的、自発的な参加により、顧問の教員をはじめとした関係者の取組や指導の下に運動・スポーツを行うものであり、各学校で多様な活動が行われ、我が国独自の発展を遂げてきた。

平成24年度の調査(日本中学校連盟,全国高等学校体育連盟,日本高等学校野球連盟の調

査)では、中学校では約65%、高等学校では約42%の生徒が運動部活動に参加しており多くの生徒の心身にわたる成長と豊かな学校生活の実現に大きな役割を果たしている。

しかし、近年学校や顧問が勝利至上主義となっている(背景として部活動の活躍による学校の宣伝効果の期待などがある)こともあり行きすぎた指導や指導という名の体罰が大きな問題となっている。また、2012年の文部科学省の調査で認知されている体罰だけでも2012年が最多の19万件以上あった。そのため、文部科学省は2013年5月27日に「運動部活動の在り方に関する調査研究報告書」というガイドラインを示した。

運動部活動の問題は、顧問の校務の忙しさ、体罰や行きすぎた指導だけではなく、競技の専門指導者の不足も現在問題となっている。このことにより、生徒が指導を受けたくとも満足いく指導を受けられないという状況も存在する。それだけでなく少子化や指導者の不足による廃部や存続が怪しい運動部活動も増えている。このことは、先にも述べたように部活動による生徒の自主性、協調性などの成長の場を著しく減少させることに繋がることも予想される。そこで、近年外部指導者を活用するようになってきた。外部指導者とは、運動部活動で顧問の教員を助け、専門的な指導をする人であり、地域住民や保護者、学生らが担うものである。学校が個別に依頼するほか、自治体に登録して派遣する場合もある(朝日新聞掲載キーワード,2012)。

図1 ○外部指導者の活用状況(公立中学校・公立高等学校)

運動部数	外部指導者活用部数	外部指導者人数	外部指導者活用部数/ 運動部数
128,930部	28,359部	34,430人	22%

※1人の指導者が複数の部活動で指導を行った場合は、部数及び人数を重複計上している。(出典)文部科学省調べ(平成17年11月)

図1は、2005年の外部指導者活用の割合である。まだ、活用状況は十分とは言い難い。そこで外部指導者活用の政策の一つとして、スポーツリーダーバンク(以下リーダーバンクと称す)がある。リーダーバンクは、スポーツ指導者が指導できる地域のバンク(各地域により運営している団体は異なる)に登録し、指導者とスポーツクラブやチームを結びつける制度の事である。この制度を活用することで、指導力不足による顧問の不安解消、顧問の異動による生徒の不満解消などが可能であるだけでなく、生涯スポーツ志向の生徒に対しても地域の外部指導者と触れ合うことにより運動部活動だけでなく、地域のクラブチームなどでスポーツを続けられる可能性も見いだせる(大竹・上田,2001)。しかし、この制度は現在あまり活用されていないのが現状である。その原因として、指導回数に限界がある、学校の方針と外部指導者の考えが違う、指導謝礼金が不十分という要因が挙げられている(石原,2012)。また、外部指導者は運動部活動の指導をすることが本来の職業ではないため、本業との両立による時間の少なさや、教師でもなければ親でもないという曖昧な立場のために生徒との距離感をどの程度置いておけばよいのかという問題も抱えている。

3. 課題

現在、学校側から求められている外部指導者とは競技力の向上はもちろんではあるが、学校側が考える運動部活動の意義を理解した上での指導を行う人材である（森田,2012）。そのためには、顧問と外部指導者の連携が必須である。顧問との連携とは「①情報交換・連絡調整②相互補完③協働などの諸機能を発揮する恒常的な協力関係の過程」と佐藤（2002）は述べている。このような、課題が生じる要因として外部指導者が学校側の事情をよく理解するための情報を得る手段が限られていることが挙げられる。これは、学校側が外部指導者を採用する際に外部指導者に対して情報を提供していないことが原因と考えられる（森田,2012）。つまり、外部指導者を採用する際の過程と採用が決まった時点で学校と外部指導者は「あるべき運動部活動像」とでもいうべきものを共有することが必要である。

4-1. 提言として

今回の研究では以下の課題が挙げられた。

- ① 顧問と外部指導者が連携不足
- ② 外部指導者と学校の運動部活動に対する考えの違い

これらの課題があるため学校側も、外部指導者の起用をあまり進めてこられなかった。この問題を解決するために地域のリーダーバンクと学校が提携するシステムを提案する。

図2 既存のシステム（鹿沼市ホームページより）

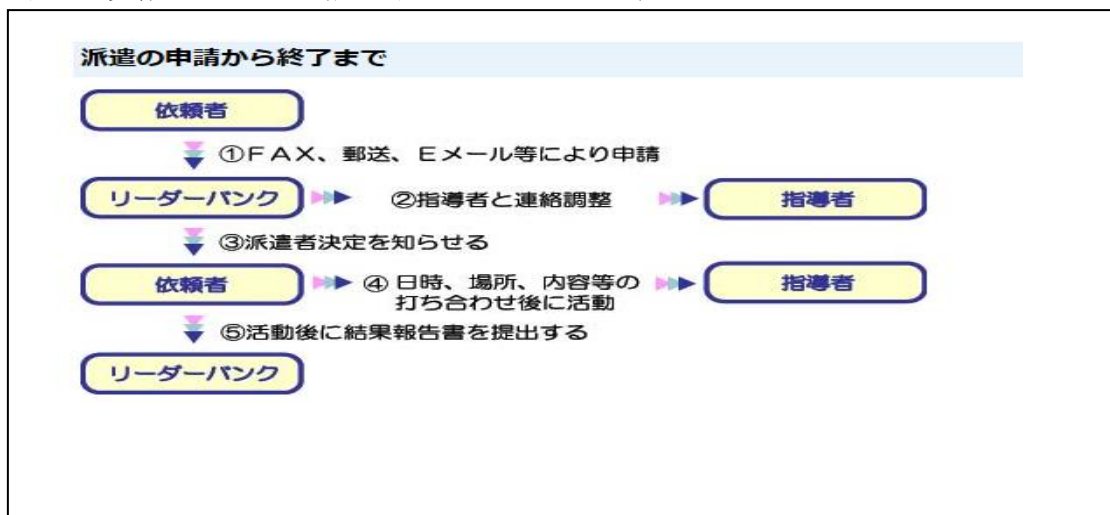
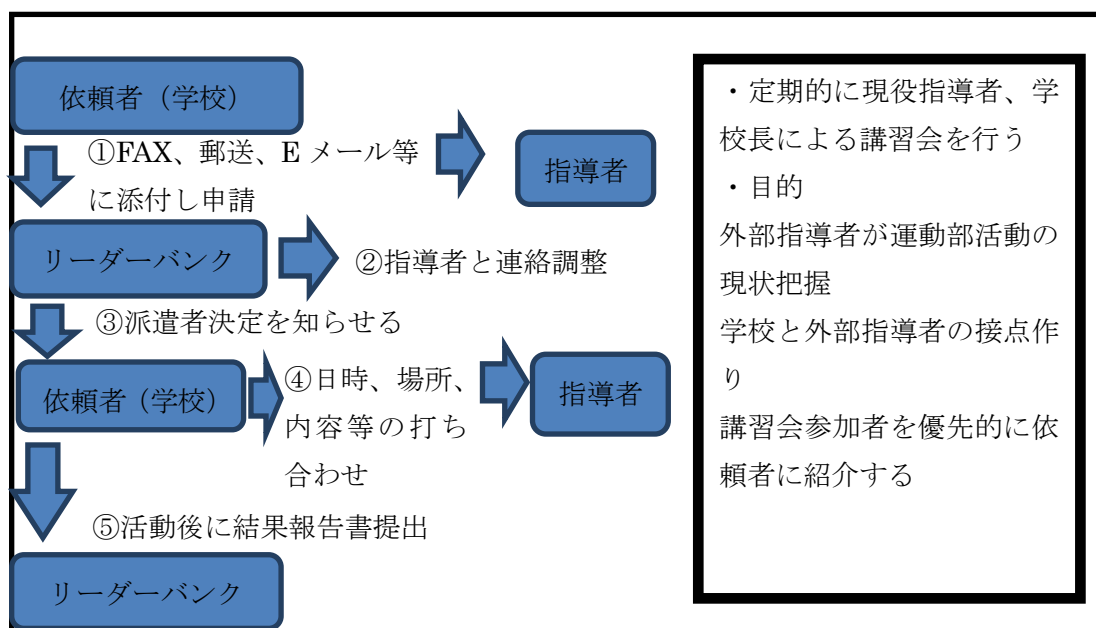


図3 提案するシステム



提言先は各地域リーダーバンク、各都道府県教育委員会、学校

この政策が全国で採用されるとより多くの生徒が、外部指導者の指導により競技力の向上が望めだけでなく、自分たちのチームの雰囲気壊さずにチームの向上を狙える。顧問の負担も軽減されるだけでなく、体罰の防止なども見込むことができる。

〈資料・参考文献〉

- ・青柳健隆、石井香織、柴田愛、荒井弘和、日比千里、岡浩一郎（2013）『外部指導者の部活動への関与を推進する効果的な方策の検討』SSF スポーツ政策研究
- ・森田啓之（2012）『運動部活動における「外部指導者制度の効果的活用に向けた手引き」の作成』SSFスポーツ政策研究
- ・日本体育協会（2014）『運動部活動における「外部指導者制度の効果的活用に向けた手引き」の作成』公益財団法人日本体育協会
- ・石原剛（2012）『運動部活動がもたらす効用の要因分析—愛媛県の高等学校を対象として—』政策研究大学院大学 教育政策プログラム
- ・大竹弘和、上田幸夫（2001）『地域スポーツとの「融合」を通じた学校運動部活動の再構成』日本体育大学紀要第30巻 記念特別号（第2号）
- ・文部科学省（2001）『運動部活動の実態に関する調査』
- ・文部科学省（2013）『運動部活動の在り方に関する調査研究報告書』
- ・日本教育機関支援センター <http://www.eiasj.or.jp/activity/>
- ・朝日新聞掲載キーワード <https://kotobank.jp/word/>
- ・鹿沼市観光・イベント <http://www.city.kanuma.tochigi.jp/12,459,135,599.html>